

厚木市告示第 319 号

公 示 送 達 書

次の納税義務者に対し、住民基本台帳及び課税台帳を調査するも、その住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、厚木市告示第 279 号の告示は廃止する。

令和 8 年 8 月 25 日

厚木市長 山 口 貴 裕



1 送達する書類名 固定資産税・都市計画税 納税通知書
調定年度 令和 8 年度 賦課年度 令和 8 年度

2 送達する書類の保管場所 厚木市役所 財務部資産税課

No.	氏名（名 称）
1	永山 充
2	グリーンハウジング株式会社
3	富士広産株式会社
4	石崎 弘法
5	新井 悠希

（注意）

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示した日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。